

# 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき作成したものであり、本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

別記中 1 のとおり。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、営業品目が物品の販売（電子計算機類）に該当しており、かつ次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに、適正かつ確実に納品できる体制が整備されていることを証明した者であること。  
証明に当たっては、本件調達と同様の業務に係る納品実績、又は学校等への過去の納品実績等を証明する関係書類（契約書及び納品書など）を提示するなど、明確な方法によること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品の納品ができる者であること。
- (4) 3 の(12)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にはない者であること。

## 3 入札及び開札

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）、会計規則及び契約に関して発注者が別に定めるものを熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、別記中 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、発注者があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
  - ア 件名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加資格者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出先は、別記中 2 (1)のとおり。
- (5) 入札書の受領期間は、別記中 2 (2)のとおり。
- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、別紙様式 1 による入札書を、持参又は郵便（書留郵便に限る。以下同じ。）により提出しなければならない。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (7) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもの

で記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

- (8) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、直接提出する場合には、封入の上、提出すること。郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮に氏名を朱書し、外封筒の封皮には「10月28日開札〔愛媛県立伊予高等学校タブレット型コンピューターの購入契約〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (10) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならぬ。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (12) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を令和6年10月17日（木）午後4時45分までに提出しなければならない。
- (13) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めがあることがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (14) 入札金額は、供給物品の本体価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費等を含めて入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札参加資格者又はその代理人は、契約条件を別添物品売買契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (16) 本件調達では、購入物品を特定銘柄物品又はこれと同等のものと特定しているので、入札参加資格者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出たときは、入札参加資格者又はその代理人から提出された資料等に基づき、指定する期日までに、同等の物品であると判断した場合にのみ、当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (17) 入札公告等により入札参加資格確認申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (18) 開札の日時及び場所は、別記中2(3)のとおり。
- (19) 開札は、入札参加資格者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加資格者又はその代理人が、開札に立会わないとときは、当該入札執行事務に關係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (20) 開札を行う会場（以下「入札会場」という。）には、入札参加資格者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び3(19)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (21) 入札参加資格者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。また、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札会場から退場することができない。
- (22) 入札参加資格者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格決定通知書又はその写しを提示することとし、代理人にあっては別紙様式2による入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

- (23) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。  
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者  
イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加資格者の代理人となることはできない。
- (24) 開札をした場合において、入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加資格者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。
- (25) 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅差のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、別紙様式3による見積書を徴する。
- (26) 入札参加資格者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加資格者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合せには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加資格者及びその代理人は、見積合せには参加できないものとする。
- (27) 入札参加資格者又はその代理人は、別紙様式1による入札書を直接提出しなければならない。
- (28) 入札参加資格者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合において、本校があらかじめ用意した入札書を使用することができる。  
ア 供給物品名  
イ 入札金額  
ウ 入札参加資格者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）  
エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (29) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ、消滅しないもので記載すること。
- (30) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (31) 入札書は、封入、割印の上提出すること。
- (32) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は、認めない。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属し、取扱いについては、会計規則の規定による。

#### 5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加資格者及びその代理人は、異議の申立てができるものとする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書  
(2) 供給物品名及び入札金額のない入札書

- (3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加資格者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 供給物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が入札者の見積もる契約金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書
- (12) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 発注者は、落札者を契約の相手方とし、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定した者が押印し、さらに発注者が、その送付を受けて、押印するものとする。契約の相手方と決定した者が、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 7 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## **9 契約条項**

別添物品売買契約書（案）及び添付書類のとおり。ただし、物品売買契約書（案）中、契約金額、契約保証金、契約の相手方、契約物品の内訳等については、入札執行後、確定時に記入するものとする。

## **10 入札参加資格者に求められる義務**

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた供給物品等に係る技術仕様、適合性の説明及び必要な解説資料について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、校長が必要と認めた場合、納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明しなければならない。

## **11 資格審査に関する事項**

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県立伊予高等学校事務室

〒791-3102 愛媛県伊予郡松前町大字北黒田 119 番地 2

電話 089-984-9311

## **12 その他必要な事項**

- (1) 契約に係る担当者の所属する部署の名称及び所在地は、別記中 3 のとおり。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。
- (3) 本件調達の仕様に関しての照会先は、別記中 3 のとおり。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
タブレット型コンピューターの購入
- (2) 調達物品名及び数量  
タブレット型コンピューター 一式
- (3) 購入物品の内容等  
別添仕様書による。
- (4) 納入期限  
令和7年1月31日（金）
- (5) 納入場所  
愛媛県立伊予高等学校  
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田119番地2
- (6) 入札方法  
(2)についての総価で行う。

### 2 入札書の提出先等

- (1) 入札書の提出先  
愛媛県立伊予高等学校事務室
- (2) 入札書の受領期間
  - ア 持参による場合 令和6年10月24日（木）午前8時15分から令和6年10月28日（月）午前9時50分まで
  - イ 郵便等による入札の場合 入札書は、令和6年10月24日（木）午前8時15分から令和6年10月28日（月）午前9時50分までに、2(1)に掲げる場所に必着のこと。
- (3) 開札の日時及び場所
  - 日時：令和6年10月28日（月）午前10時00分
  - 場所：愛媛県立伊予高等学校会議室

### 3 仕様書等に係る照会先

質問等がある場合は、原則として、別紙様式4による質問書を電子メールにて提出することにより受け付け、数日中に回答する。

なお、件名は、「愛媛県立伊予高等学校タブレット型コンピューターの購入契約に関する照会」とすること。

照会期限：令和6年10月17日（木）午後4時45分

担当部署：愛媛県立伊予高等学校事務室

住所：〒791-3102 愛媛県伊予郡松前町大字北黒田119番地2

電話：089-984-9311

電子メール：iyoh-ad@esnet.ed.jp

### 4 入札参加資格確認申請書の提出先及び受領期限等

- (1) 入札参加資格確認申請書の受領期限  
令和6年10月17日（木）午後4時45分
- (2) 提出先  
愛媛県立伊予高等学校事務室